

令和5年仙審第6号

裁 決

漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官高橋政章出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時及び場所

令和4年12月16日06時20分

福島県久之浜港東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

漁船B

総 ト ン 数 6.6トン

4.2トン

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 登 録 長     | 14.18メートル | 10.47メートル |
| 機 関 の 種 類 | ディーゼル機関   | ディーゼル機関   |
| 出 力       | 423キロワット  |           |
| 漁船法馬力数    |           | 421キロワット  |

### 3 事実の経過

Aは、船体中央やや後方に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪、左舷側にレーダー及びGPSプロッター、右舷側に魚群探知機及び機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えたひき網漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほか1人が乗り組み、操業の目的で、船首0.3メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和4年12月16日06時05分久之浜港を発し、同港東方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、航行中の動力船を示す法定の灯火を表示し、レーダーを0.7海里レンジのヘッドアップモードとして作動させて操船に当たり、久之浜港の沖防波堤南方沖合を東行し、06時13分半僅か過ぎ久之浜港沖防波堤南灯台（以下「久之浜沖南灯台」という。）から132度（真方位、以下同じ。）210メートルの地点で、針路を110度に定めて自動操舵とし、6.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、前路を一見して船影や他船の灯火を見掛けなかったことから、後部甲板に赴いて操舵室出入口付近で後方を向いて立ち、乗組員と共に操業準備作業を行いながら続航し、06時17分久之浜沖南灯台から115度880メートルの地点に達したとき、正船首600メートルのところに、Bの白、緑2灯を視認することができ、同船がほとんど移動しないことから漂泊中であることが分かり、その後Bに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、依然として、前路に他船はいないものと思い、見張りを十分に行わな

かったので、このことに気付かなかった。

こうして、a受審人は、Bを避けないで進行し、06時20分久之浜沖南灯台から113度1,480メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力で、その船首がBの右舷中央部に後方から70度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の西北西風が吹き、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好で、日出時刻は06時43分であった。

また、Bは、船体中央やや後方に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪、舵輪前方に左舷側からGPSプロッター、魚群探知機及びレーダー、右舷側壁に機関遠隔操縦装置、右舷船首甲板にラインホーラーをそれぞれ備え、汽笛を装備した刺網漁業に従事するFRP製漁船で、b受審人が1人で乗り組み、操業の目的で、船首0.5メートル船尾1.8メートルの喫水をもって、同日05時00分久之浜港を発し、同港南方沖合の漁場に向かった。

b受審人は、航行中の動力船を示す法定の灯火を表示し、05時15分前示漁場に到着して操業を行った後、05時50分同漁場を発進して次の漁場に向かい、06時10分前示衝突地点付近の漁場に到着し、船首を南方に向け、機関を中立運転として漂泊を開始した。

b受審人は、操業を再開するため、ラインホーラーの後方に立っていたところ、06時13分頃衝突地点付近で、船首が南方を向いていたとき、右舷船尾方約1,300メートルのところAの白、紅、緑3灯を初めて視認し、06時17分衝突地点で、船首が180度を向いていたとき、同船が右舷船尾70度600メートルのところとなり、その後Aが自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、航行中のAが漂泊中の自船を避けるものと思い、接近状況を確認するなど、Aに対する動静監視を十分に行わなかったため、こ

の状況に気付かなかった。

こうして、b受審人は、警告信号を行わず、更に接近しても衝突を避けるための措置をとることなく漂泊を続け、06時20分僅か前至近に迫ったAを認め、機関を全速力前進に掛けたものの、効なく、Bは、船首が180度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、右舷船首部外板に亀裂等を生じたものの、のち修理され、Bは、操舵室に圧壊等を生じ、のち廃船処理され、a受審人が右肋軟骨部挫傷等を負った。

#### (航法の適用)

本件は、夜間、久之浜港東方沖合において、航行中のAと漂泊中のBとが衝突したもので、港則法及び海上交通安全法の適用がない海域で発生していることから、一般法である海上衝突予防法が適用されることとなる。

海上衝突予防法には航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係についての航法規定がないから、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

#### (原因及び受審人の行為)

本件衝突は、夜間、久之浜港東方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、前路で漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、動静監視不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a受審人は、夜間、久之浜港東方沖合において、漁場に向けて航行する場合、前路の他船を見落とすことがないように、見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、前路に他船はいないものと思

い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のBに気付かず、同船を避けないまま進行して衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、自身が負傷するに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b受審人は、夜間、久之浜港東方沖合において、操業のために漂泊中、自船に接近するAを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、接近状況を確認するなど、Aに対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、航行中のAが漂泊中の自船を避けるものと思い、Aに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況に気付かず、警告信号を行わず、更に接近しても衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続けて衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、a受審人を負傷させるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年1月24日

仙台地方海難審判所

審判官 植松 正